

一般社団法人日本高等教育学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本高等教育学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高等教育研究の推進及び研究成果の普及並びに会員相互の研究交流の促進を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等教育に関する研究及びその振興並びに普及
 - (2) 研究大会等研究集会の開催及び会員間の研究交流の促進
 - (3) 機関誌等による研究成果の公表
 - (4) 高等教育関係団体及び関連機関との連携協力
 - (5) 高等教育研究に関する国際協力の推進
 - (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、全国において行うものとする。

第2章 会 員

(会員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した法人・団体
- (3) 名誉会員 この法人に特別の功労のあった者

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みを行い、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、名誉会員は、代議員総会の承認を経て会長が授与する。

(入会金及び会費)

第7条 会員(名誉会員を除く)は、代議員総会において定める入会金及び会費を納付しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において定める退会手続により、その承認を受けて退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名するべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である組織又は団体が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品を返還しない。

第3章 代議員

(代議員の設置及び定数)

第12条 この法人に、25名以上30名以内の代議員を置く。

2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(選出等)

第13条 代議員は、正会員の中から選出する。代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は理事会において定める。

2 前項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

(正会員の閲覧等の権利)

第14条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる会員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

- (2) 同法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 同法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 同法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（職務）

第15条 代議員は、代議員総会を組織し、法人法及びこの定款に定める事項を審議し決議する。

（任期）

第16条 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。

2 補充又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 代議員の任期については、再任を妨げない。ただし、連続して3期までとする。

（代議員名簿）

第17条 この法人は、代議員名簿を作成して主たる事務所に備え置くものとし、代議員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の代議員に対する通知又は催告は、代議員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。

（報酬）

第18条 代議員は、無報酬とする。

第4章 代議員総会

（構成及び種類）

第19条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

4 代議員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に定時代議員総会を開催するほか、必要がある場合に臨時代議員総会を開催する。

（権限）

第20条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任

- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において代議員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、代議員総会で決議するものとして法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（招集）

第21条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 代議員総会の招集は、代議員総会の日の1週間前までに、ただし書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合には代議員総会の日の2週間前までに、代議員に対してその通知を発しなければならない。

3 代議員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会招集の請求をすることができる。

4 前項の請求があった場合には、その日から30日以内に臨時代議員総会を開催するものとし、会長はその旨の招集通知をしなければならない。

（議長）

第22条 代議員総会の議長は、当該代議員総会において代議員の中から選出する。

（決議）

第23条 代議員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する代議員の過半数が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 代議員総会の場所に存しない代議員が代議員総会に出席した場合、当該代議員は前2項の規定において出席したものとみなす。

(書面による決議等)

第24条 代議員は、あらかじめ通知された代議員総会の議案について、事前に書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができる。

2 前項のほか、代議員は書面をもって代議員総会における議決権の行使を他の出席代議員に委任することができる。

3 前2項の場合、当該代議員は前条の規定において出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか代議員総会に出席した代議員の中より選定された2名の議事録署名人が、これに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定等)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上12名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長(法人法第91条第1項第1号の代表理事)、1名を副会長、1名を事務局長(いずれも同条同項第2号の業務執行理事)とする。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、理事会において定める役員候補者選出規則に従い選出し、代議員総会の決議によって選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

3 理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。

(親族等の制限)

第28条 各理事(清算人を含む。以下この条において同じ。)は、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合を、それぞれ3分の1以下とする。

(理事の職務)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、理事会において定めた職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。会長に事故あるときは、予め理事会が決定した順序により、理事が職務を代行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、理事及び監事は連続して3期まで、会長は連続して2期までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、代議員総会において定める総額の範囲内で、代議員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第33条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(責任限定契約)

第34条 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 代議員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事会の職務として法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の1週間前までに、各役員に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることをなく開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を指名する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、議長を除く理事の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会の場所に存しない理事が理事会に出席した場合、当該理事は前項の規定において出席したものとみなす。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が、これに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第43条 この法人は、事業を実施し事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。
- 3 事務局の構成員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

第8章 委員会

(委員会)

第44条 この法人は、必要に応じて各種の委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置及び廃止は、理事会の決議により行う。
- 3 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得て、代議員総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 会長は前項の承認を受けた書類を定時代議員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公告)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

(基金)

第50条 この法人は、代議員又は第三者に対し、基金の拠出をもとめることができる。

(基金の拠出者の権利)

第51条 この法人に拠出された基金は、この法人が解散する時まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還に関する手続)

第52条 この法人の基金は、定時代議員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が決議した定めに従って返還する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第54条 この法人は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 雑 則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附 則

1 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立する日から令和8年4月30日までとする。

2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は以下の者とする。

(氏名により記載省略)

4 この法人の設立時社員の氏名及び住所は以下の通りである。

(氏名・住所により記載省略)

以上、一般社団法人日本高等教育学会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和7年7月14日

| | |
|-------|-----------------|
| 設立時社員 | (氏名により記載省略) (印) |
| 設立時社員 | (氏名により記載省略) (印) |
| 設立時社員 | (氏名により記載省略) (印) |